

産婦人科医療機関 様

八潮市子ども家庭支援課長

産婦健康診査実施のお願い

平素より、八潮市の母子保健事業にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

本市では、市民が産後1か月までに受診する産婦健康診査について、費用の一部助成（産婦1人につき2回まで）を行っておりますが、業務委託契約を締結していない医療機関で受診された場合には、一定の要件を満たした場合に償還払いにて対応しております。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、下記のとおりご対応いただきたくご協力の程よろしくお願いたします。

記

1. 助成券の取扱い

- ①産婦健康診査の助成券の提示及び、健康保険証等で住民登録地が八潮市であることをご確認ください。
- ②基本的な健診項目(別表1：裏面)及び、こころの健康チェック3枚（エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）・育児支援チェックリスト・赤ちゃんへの気持ち質問票）のアンケートを実施してください。アンケートは産婦本人が記載するものです。
※エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）は必ず実施していただくものとなっております。育児支援チェックリスト、赤ちゃんへの気持ち質問票については、医療機関の判断で実施をお願いします。
- ③産婦健康診査（こころの健康チェックを含む）を自費で実施した場合、助成券には基本的な健診とこころの健康チェックの結果を記入・医療機関の押印をし、受診した産婦にお渡してください。
また、母子健康手帳の「出産後の母体の経過」のページに基本的な健診の結果を記入してください。
（原則、こころの健康チェックの結果は、母子健康手帳に記入する必要はありませんが、記入する場合は産婦の了承を得てください。）
※受診した産婦が八潮市に償還払いの申請をする際、必要事項が記入されており、医療機関の押印がある「産婦健康診査助成券」と産婦健康診査の基本的な健診の結果が記載されている「母子健康手帳の写し」、「産婦健康診査費用の領収書」が必要となります。
***こころの健康チェックの記載がない場合は、償還払いの対象になりません。**

2. 支援が必要な方への対応

健診の結果、支援が必要（別表2：裏面）と判断された場合、八潮市子ども家庭支援課母子保健係まで電話連絡をいただき、3つの質問票のコピーと助成券（市町村保管用）を速やかに送付していただくと助かります。

産婦健康診査助成券は「市町村への連絡事項：あり」「電話連絡済み」の□にチェックをお願いします。

＜問合せ先＞ 埼玉県 八潮市子ども家庭支援課 母子保健係
TEL：048-933-9707（直通）
〒340-8588 八潮市中央1-2-1

(別表1)

産婦健康診査項目		
出産後概ね1か月 (必要に応じ、 出産後2週間程度)	基本的な 産婦健康診査	問診(生活環境・授乳状況・育児不安・精神疾患の既往歴・服薬歴等)
		一般診察(子宮復古状況・悪露・乳房の状態等)
		体重・血圧測定
		尿検査(蛋白及び糖)
	こころの 健康チェック	下記3つの質問票による客観的なアセスメントと問診、診察等を合わせ精神的な状況を総合的に評価
		3つの質問票(I.育児支援チェックリスト II.エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS) III.赤ちゃんへの気持ち質問票) ※時間等の制約上、3つの質問票全てを実施することが困難な場合は、EPDSのみでも可。

(別表2)

保健センターに支援を依頼する場合の目安	
1	エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)の合計が9点以上(身近にサポートする人がいない場合)
2	エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)の質問項目10が1点以上
3	赤ちゃんへの気持ち質問票の合計点数が3点以上で、問診等と総合して特に支援が必要と判断される
4	精神疾患の既往歴や罹患の疑いがある、若年産婦、生活困窮者など医師・助産師等の総合的な評価により継続した支援が必要と判断される

※上記目安に満たない場合でも、問診、診察等により把握した精神的な状況を総合的に評価し、支援が必要だと判断される場合は速やかに連絡をお願いします。